

大田原市湯津上中学校区学校運営協議会に関する会則

(名称)

第1条 本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6第1項の規定及び大田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年大田原市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、大田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）により湯津上中学校区に1つの学校運営協議会を設置し、湯津上中学校区学校運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

なお、事務局校は湯津上小学校とする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進と連携強化を進めることにより、学校、保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となった学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(協議会の所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象学校の運営に関する基本方針を承認すること。
- (2) 対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校長に対し意見を述べること。
- (3) 対象学校の職員の採用その他の任用に関すること（特定の個人に関する職員の採用その他の任用に関する場合を除く。）について、教育委員会に対し意見を述べること。

(基本の方針で定める事項等)

第4条 前条第1号の基本方針で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
 - (2) 学校経営計画に関すること。
 - (3) 組織編成に関すること。
 - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
 - (5) 施設管理、施設設備等の整備に関すること。
- 2 対象学校長は、承認を得た基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は20名以内とし、法47条の6第2項第1号から第3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者について、教育委員会が任命する。

- 2 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第2項の規定により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の定めるところによる。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員として、ふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

第9条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、これを解任することができる。この場合において、教育委員会は、当該解任する委員に対し、その理由を示さなければならない。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 委員が心身の故障により、職務を遂行することができないと認めるとき。
- (4) その他解任に相当する事由があると認めるとき。

2 対象学校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校長その他の教職員から選出することはできない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長及び対象学校長は、議事を明確に示し、協議が深まるよう努めなければならない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 協議会の議事について、利害関係を有する委員は、当該議事の決定に加わることができない。

6 協議会は、会議の会議録を作成し、対象学校に5年間保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会は公開とする。ただし、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項等特別な事情については、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営等に関する評価と情報提供)

第13条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開し、及び情報の提供に努めなければならない。

(地域学校協働本部)

第14条 協議会は、地域学校協働本部と連携するものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、対象学校又は事務局校において処理する。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

この会則は、平成31年4月1日から施行する。(一部改正)

この会則は、令和2年4月1日から施行する。(一部改正)

この会則は、令和6年4月1日から施行する。(一部改正)